

報道機関 各位

行政課 行政係

タイトル 行政手続における押印の見直しについて

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	行政手続における押印の見直しについて
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>市民や事業者の行政手続に係る負担軽減と行政サービスの向上を図るため、赤穂市が独自に押印を求めている行政手続を対象として押印の見直しを行い、令和3年4月1日から次のとおり押印を廃止します。</p> <p>見直し対象 1,585 件 押印を廃止する手続 1,529 件（96.5%）</p> <p>なお、国の法令や兵庫県の条例・規則等に押印が規定されている手続については、今後、国及び兵庫県から押印見直しの通知があり次第、適宜見直しを行います。</p>
問い合わせ先	部課係名：総務部行政課行政係 担当者名：建部 電 話：0791-43-6850 内線（ 2303 ） F A X：0791-43-6892

添付資料（ ・無 ）○ホームページへの掲載（ ・無 ）